特定最賃の必要性審議フロー

020805

1　直ちに必要性答申が得られない場合

8月5日本審
・21 条1項の必要性専門部会（7業種）設置
・令6条第5項適用
・金額審議専門部会設置の場合、必要性専門部会の各委員が兼務

⇩

必要性審議の専門部会委員の推薦公示
（8 月6日）
公示文に「必要性あり答申の場合は金額審議専門部会委員を兼務」を記載予定
公示期間 15 日間

⇩

必要性専門部会の開催（8月下旬以降、各3回程度）

⇩

全会一致による有額（1円以上）の場合
令6条第5項適用により必要性あり答申扱い。

全会一致とならない場合
必要性なしの結論を本審へ報告

⇩

本審開催（9月中旬）
（1）必要性ありの特定最賃の改正決定（金額審議）を諮問
　・金額審議専門部会の令6条第5項適用
　・金額審議専門部会委員を、必要性専門部会の各委員が兼務
　・意見聴取公示（3週間）
（2）必要性なしの特定最賃について結審

⇩

金額審議専門部会（10 月上旬以降）
　1～2回程度審議
　原則、全会一致で令6条第5項適用による金額改定答申扱い